



Title	韓国家族法の改正動向 : 養子法を中心にして
Author(s)	床谷, 文雄
Citation	国際公共政策研究. 2002, 6(2), p. 165-177
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/9489
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

韓国家族法の改正動向 —養子法を中心にして—

New Development in the Korean Family Law —Amendment of a Full Adoption Law—

床谷 文雄*

Fumio TOKOTANI*

Abstract

This article deals with the continuing reform of the Korean family law, especially with the amendment of a full adoption law proposed in 2000. According to the Amendment Bill an adopted child acquires the status of legitimate child of the adoptive parents and the legal relationship between the adopted child and its parents on the side of its original family is terminated. Adopters must be married for at least five years and adopt a child jointly, unless he/she adopts a child of his/her spouse. The child to be adopted must be under seven years old. The parents of the child must consent to the adoption. The adoptive relationship comes into effect by an adoption decree and can be dissolved only under the special conditions by a decree of the Family Court.

キーワード：韓国家族法、2000年改正案、新しい養子法、完全養子（親養子）、子の利益

Keywords: Korean Family Law, Amendment Bill 2000, New Adoption of Children, Full Adoption, Best Interest of the Children

* 大阪大学大学院国際公共政策研究科 教授

I はじめに

韓国の家族法については、その歴史的経緯からわが国の家族法にかなり近似した部分がある一方で、最近では特に欧米の、とりわけドイツ法の影響が強くなっているように見受けられる。筆者は、主にドイツとの比較において日本の家族法を研究してきたが、ドイツ留学中にも韓国からの留学生が多いことに改めて驚かされた。1988年に東京で開催された国際家族法学会世界会議以来、筆者も1994年のカーディフ（連合王国）、1997年のダーバン（南アフリカ共和国）での世界大会、1996年のソウル（韓国）、1999年のオックスフォード（連合王国）での地域大会に参加したが、ベテランの学者のみならず若手も含め、韓国からの参加者の積極的な姿勢が目立った。ソウル大会はホームグラウンドなので当然といえば当然なのであるが、家族の法律に関する学者や実務家など多くの者が熱心に討議に参加した。

こうした韓国家族法研究者の熱意は、現実の韓国家族法改正問題に結びついている。韓国の家族法は日本と同じく、民法の第4編（親族）および第5編（相続）がその中心規定である。現行民法は1958年に制定され1960年から施行されたものであるが、その後の数度の改正によって¹⁾、とりわけ1990年の大改正によって²⁾大幅な修正が加えられた結果、いっぽう日本法に類似する規定を有することになる一方で、日本では議論にとどまってきたものがすでに実定法化されている部分もある（協議離婚意思の確認、面接交渉権など）。しかし、大韓民国憲法（1948年制定、1987年全文改正）が規定する国民の平等（憲法11条）、婚姻および家族生活における個人の尊厳と両性の平等（憲法36条）の要請を十分に満足させるものではないという批判はなお強い。他方、家族法の西歐化に反対して旧制度への復帰および伝統の保持を求める声も、依然として強固のようである。

こうした中で、韓国では新たな家族法改正に向けた作業が数年前から進められているが、

- 1) 1977年の改正では、従来男子27歳、女子23歳未満の者の婚姻には父母の同意を要していたところ、これを未成年者の婚姻に限定したこと（民法808条1項）、未成年者の婚姻による成年擬制の規定を設けたこと（民法826条の2）、夫婦の帰属不明財産（旧法では夫の特有財産）についての共有推定（民法830条2項）、協議離婚届に対する家庭法院の確認制度（民法836条1項）、父母共同親権の原則（民法909条）、超過特別受益者の返還免除規定の削除（民法1008条）、遺留分制度の新設（民法1112条から1118条まで）などが行われた（以下、民法については条文数のみで表記する）。
- 2) 1990年の改正では、第5編第1章「戸主相続」が第4編第8章「戸主承継」に移し変えられ、胎児相続・代襲相続規定の削除、戸主承継権の放棄の許容（991条）、戸主による墳墓等の承継規定（旧996条）の削除、戸主の扶養義務規定（旧797条）の削除など、戸主制度を形骸化させた。また、繼母子関係（旧773条）・嫡母婚外子関係（旧774条）の廃止など親族の範囲の整理、夫婦共同生活費用の共同負担（833条）、財産分割（財産分与）請求権（839条の2）の新設、死後養子（旧867条）・婿養子（旧876条）・直系卑属長男子の入養禁止（旧875条）・戸主相続養子の離縁禁止（旧898条2項）などの規定の削除、後見人による縁組（872条）または未成年者養子縁組への同意（871条）に対する家庭法院の許可、夫婦共同縁組の縮小（874条）、共同親権者の意見不一致の場合における家庭法院の許可（909条2項）、離婚後に母を親権者とすることができるものとしたこと（909条4項）、面接交渉権の新設（837条の2）、相続分の男女平等化（1009条）、寄与分（1008条の2）と特別縁故者に対する分与規定（1057条の2）の新設などが行われた。改正法についてのまとまった文献として、金容旭・崔學圭『新しい韓国・親族相続法』（日本加除出版、1992年）参照。

これには、最近相次いで出された現行民法のいくつかの規定に対する同国憲法裁判所の憲法不合致決定の存在が大きく影響している。「同姓同本」の者（父方祖先の出身地を同じくする同姓者）の間での婚姻禁止を定めた民法809条に対する1997年7月16日決定³⁾、親生否認（嫡出否認）の訴えに関する民法847条に対する1997年3月27日決定、また相続法の分野では、法定単純承認について定める民法1026条に対する1998年8月27日決定がそれである。その他、日本や欧米諸国と同じく、人工生殖や親子鑑定など医療技術の進展によってもたらされた新しい事態に対する対応が論議的となっていることはいうまでもない。

1998年7月に男女平等の促進等を目的とする民法改正案が提出されたが、儒教団体などからの反対意見も強く、1999年12月の国会法制司法委員会では修正案も検討されたが決着がつかず、再検討の後、子の利益の観点を強化して2000年6月に一部修正された「民法中改正法律案」がまとめられ、立法予告がなされた⁴⁾。その主な内容は、同姓同本禁婚制度の廃止および近親婚の範囲の縮小⁵⁾、女性の再婚禁止期間の廃止⁶⁾、嫡出（韓国法では「親生」という）否認制度における否認権者・出訴期間の改正、親養子（特別養子）制度の新設、子の福利を親権行使の基準として明示するなど親権者規定の改善、被相続人を扶養した者の特別相続分⁷⁾、相続回復請求権の行使期間その他相続法の一部改正⁸⁾などである。本稿では、親子法特に養子法改正の部分を中心として、改正法の動向について検討してみたい⁹⁾。

-
- 3) これについては戸籍時報編集部「速報 韓国・同姓同本不婚規定廃止決定（訳）」戸籍時報478号2頁以下（1997年）参照。
- 4) 白井京「海外法律情報・韓国 家族法を中心に民法改正の動き」ジュリスト1190号120頁（2000年）に概要が解説されているが、これによれば、民法改正案は2000年10月4日に国務會議（大統領、国務総理、国務委員によって構成される政府の政策審議機関）において議決されたとのことである。
- 5) 同姓同本不婚制度（809条1項）を廃止して、父系・母系とともに8親等（韓国法では「寸」という）の血族における近親婚禁止制度に変更し、姻族間の婚姻禁止範囲を6親等にするなどの内容の809条改正案に対しては、儒教団体などからの反対が強いが、2000年法律案でも維持されている（憲法不合致決定により右規定の適用は停止されている）。男系血統重視の考えは国籍法における父母両系血統主義への変更（1997年改正）に見られるように、徐々に法規定の面からは縮小しているし、社会的にも女性の地位向上は進んでいる。韓国法における夫婦別姓は、男系主義の現われではあるが、家族法全体の男女平等化が進めば、その持つ意味も変わりうる。
- 6) 韓国法でも婚姻解消後の女子の再婚禁止期間を6ヶ月と定めているが（811条）、その実効性が疑われているし、DNA鑑定など親子関係鑑定技法が向上していることなどから、父性推定の重複排除を理由とする再婚禁止期間はもはや必要がないという意見が多い。しかし、儒教団体はこれにも反対している。日本でも意見が分かれている鑑定強制の問題などについて、韓国でどのような議論がなされているのかについては、残念ながら筆者はその資料を持ち合わせていない。
- 7) 父母を扶養した相続人に相続分の5割を加算する制度（扶養相続分）は、当初案では法定相続分の規定として提案された（改正案1009条3項・4項）。しかし修正案では、同居扶養者に対する割増分は、5割の範囲内において共同相続人の協議で定め、それができないときは家庭法院の決定で定めるものとされ、寄与分の特則のようになっている（改正案1008条の3）。
- 8) 相続人が1019条1項の期間内（相続開始を知った日から3ヶ月内）に限定承認または放棄をしなかったときは単純承認をしたものとみなす旨の規定（1026条2号）に対しては、憲法不合致の決定が出されているので、修正案では、相続債務が相続財産を超過することを知らなかつたことにつき、重大な過失のない相続人は、その事實を知ってから3ヶ月内に限定承認をすることができるものとする（改正案1019条3項）。また、相続回復請求権について、現行法では侵害を知った日から3年、相続開始の日から10年を経過することによって消滅するとされているが、後者を侵害があった日から10年とするものである（改正案999条2項）。
- 9) 親権法を中心に改正案を紹介するものとして、金相瑢「韓國親権法改正案の新しい傾向」戸籍時報521号37頁以下（2000年）がある。

2 実親子関係について

(1) 親生（嫡出）否認制度の改正

韓国民法でも、妻が婚姻中に懷胎した子は夫の子であると推定し、かつ、婚姻成立の日から200日後または婚姻関係終了の日から300日以内に出生した子は、婚姻中に懷胎したものと推定する（844条）。このような子については、夫のみが（846条）、子の出生を知った日から1年内に否認の訴えをすることによって（847条1項）、その親生（嫡出）性を否定することができること、夫がその子の出生後に親生子であることを承認したときは、否認の訴えをすることができなくなること（852条）など、おおむね日本法と同様の構造になっている。民法847条1項の規定については、憲法裁判所1997年3月27日決定で憲法不合致とされ、その適用が停止されていることから、また、かねて両性平等および血縁主義の観点から批判されていたところであり、改正法律案では、母にも否認訴権を認め、出訴期間を否認の事由があることを知った日から1年内、子が出生した日から5年内とするものとしている（改正案847条）。こうした方向での改正はわが国でも有力に主張されているところであり、今後の成り行きが注目される。

夫婦間に出生した子の親子関係に関しては、特に非配偶者間の人工授精・体外受精による子の身分についてどのように考えるべきかが、韓国においても議論されているところである。韓国における人工生殖の実践は日本よりも進んでいると考えられ、日本からも代理母（代理出産）や卵子提供者を求めて韓国に出かけてゆくカップルの存在が指摘されている¹⁰⁾。しかし、これについては未だ具体的な立法化の動きは見られないようである。

(2) 婚姻外出生子について

認知請求の訴えについては、出訴期間の改正が提案されている。すなわち、現行法では父または母の死亡を知った日から1年内に認知請求の訴えをすることができるものとなっているが（864条）、これを2年にしようというものである。父または母の死亡の日から3年とする日本法（日民787条）と比較して、客観的にいざれが長期となるかは断定できないが、死亡の事実を知ってからの熟慮期間としての2年は、親を求める子の権利を十分に保障するもの

10) 日本では最近姉妹間の卵子提供、代理出産実施の事実が明らかとなって大きな問題となっているが、朝日新聞記事「代理出産—海外では—韓国」（2000年7月11日付け）によれば、韓国では公式統計はないが、年に100例以上の代理出産があると推定されている。韓国で最大規模の某不妊専門病院では、この10年で日本人8組に代理出産を実施したという。政府は2000年12月に、金銭が介在する代理出産の禁止を盛り込んだ生命倫理基本法案をまとめたが、宗教界などから全面禁止を求める意見もあり、成立のめどは立っていないということである。代理出産による子は、依頼者の実子として出生届がなされていると指摘されている。

となろう。

3 養子制度の改正について

(1) 子のための養子法への動き

韓国における伝統的養子制度は、祖先祭祀ないし家系継承のための養子を求めるものとしてのいわゆる「家のための養子」がその中心であった。もっぱら慣習法によるものであったが、明治民法のもとでの養子縁組に類似しているところが多い。養子をすることができる者は原則として男子（直系卑属）のない既婚男子に限られ、養子となる者は養父と同姓同本の血族の者であった（異姓不養の原則）¹¹⁾。この慣習法は日本の統治下にあっても、またその後も基本的には維持されたが、1958年制定の民法典（1960年1月1日施行）では、若干規制が緩められた。成年に達している者であれば既婚男子に限らず、すでに子のある者も養子をすることが許された（旧866条）。異姓不養の原則は採用されなかつたが、養父と同姓同本でない者は、養家を相続することができなかつた（旧877条2項）。また、遺言による養子（旧880条）、女婿にするための養子（旧876条）があり、戸主が死亡した場合に直系卑属がいないときは、その配偶者、直系尊属または親族会は死後養子を選定することができる（旧867条）、戸主となった養子は離縁をすることができないこと（旧898条2項）など、家の継承と養子制度が強く結びついていた。

1990年1月13日公布改正民法（1991年1月1日施行）では、伝統的戸主制度に法律的変革が加えられたことにともない、養子制度も大きく改正された。遺言養子、死後養子、婿養子、異姓養子の戸主承継禁止、戸主相続養子の離縁禁止などは廃止されたほか、未成年者の養子縁組に後見人が同意する場合には家庭法院の許可が必要とされ（871条但書）、15歳未満の子が養子となる場合に後見人が代諾する場合も家庭法院の許可を必要とすると解されている¹²⁾。旧法の夫婦共同縁組の規定を改め、夫婦は共同で養親となるが（養子が成年であるか

11) ただし旧慣には、3歳までの遺棄された幼児を引き取り、実子として養育する「収養子」制度（養父の姓を使用する）が存在していた。金容旭「韓國・養子制度の特徴」『シンポジウム「日本と韓国の比較家族法」報告書』104頁（1995年）によれば、この制度は日本統治下の1915年に禁止されたということである。収養子および4歳以上の子を対象とする「侍養子」制度は、養子の利益が先行した制度であったと評価されている。金演「韓國養子制度の構造」中川淳先生古稀祝賀論集『新世紀へ向かう家族法』（日本加除出版、1998年）575頁。このような慣行はローマ法時代の家のための養子制度の周辺にも見られたし、孤児・棄児に対する人間の自然な愛情としていずれの社会にも存在しえたものであろう。

12) 後見人と被後見人の縁組には、親族会の同意に代えて、家庭法院の許可を要するものとした（872条）。ただし、日本法では、未成年者の縁組については、自己または配偶者の直系尊属を養子にする場合を除き、家庭裁判所の許可を必要としているが（民法798条）、韓国法では、このような未成年養子縁組一般に対する監督規定はない。2000年民法改正案では、15歳未満の子につき後見人が代諾する場合の家庭法院の許可（改正案869条）、15歳未満の養子離縁につき縁組を代諾した後見人または実家の直系尊属が協議をするときの家庭法院の許可（改正案899条2項）の新設が予定されている。

未成年であるかを問わない)、養子となるときは配偶者の同意があればよいものとした(874条)。当時すでにわが国で施行されていた「特別養子」に類した完全養子タイプの縁組を導入すべきであるとの見解は有力であったが、次に見る「入養促進手続特例法」において限定的に認められたにとどまった。

(2) 養子縁組特例法

(a) 特例法の目的とその対象 孤児・棄児のための養子制度の流れを汲むものとして、1961年に「孤児入養特別法」と「保護施設の孤児の後見職務に関する法律」が作られ、不十分ながら朝鮮戦争後の戦災孤児などの救済に対応した¹³⁾。その後、高度成長期に入ると家族制度の弱体化と性の自由化による、婚外子、棄児等の要保護児童の増加に対する救済法として、1976年には「入養特例法」に改められた。これをさらに1995年に全文改正し、国内養子縁組に対する障害を除去して養子縁組による要保護児童の一層の救済を図ったのが「入養促進及び手続に関する特例法」である¹⁴⁾(1996年1月6日施行。97年、99年に一部改正)。

入養促進手続特例法は、要保護児童の養子縁組を促進し、養子となる者の保護および福祉の増進を図ることを目的とし(特例法1条)、児童福祉法2条3号に規定する要保護児童(18歳未満)を対象としている(特例法2条)。具体的には、①保護者から離脱した者であって、市・道知事らが扶養義務者を確認することができず、生活保護法による保護施設に保護依頼したもの(特例法4条1号)、②父母(父母が死亡その他の事由により同意することができないときは他の直系尊属)または後見人が養子縁組に同意し、保護施設または養子縁組機関に保護依頼された者(同2号)、③裁判所によって親権喪失の宣告を受けた者の子であって、市・道知事らが保護施設に保護依頼した者(同3号)、④その他扶養義務者を知ることができない場合であって、市・道知事らが保護施設に保護依頼した者(同4号)、のいずれかに該当する要保護児童である。また養親になることができる者は、①養子を扶養するのに十分な財産があること、②養子に対して宗教の自由を認め社会の一員としてふさわしい養育および教育をすることができること、③家庭が和睦し精神的・身体的に養子を扶養するのに顕著な障害がないこと、④外国人の場合は本国法により養親になることができる資格があること、⑤その他養子となる者の福祉のために保健福祉部令が定める要件を備えること、の各要件を満たす者である(特例法5条1項)。

13) 韓国の戦災孤児の救済としては、むしろ国際養子縁組が多く行われたことはよく知られている。Junghee Kwon, "Child Welfare and Adoption Law in Korea", in *The Legal Relationship between Parents and Children*, ed Choo Soo Kim, Bobmun Sa, 1997, pp. 224-225によれば、1958年から60年までの間に国内養子は168、国際養子は2,532、61年から70年は国内4,206、国際7,275、71年から80年は国内15,304、国際48,247、81年から90年は国内26,503、国際65,501、91年から95年は国内5,817、国際10,974である。比率は当初、国際養子が国内養子の15倍もあったが、政府の国際養子を制限して国内養子を促進する政策が功を奏し、近時は2倍弱になっている。

14) 特例法の制定過程、その重要内容、特例法上の養子制度の特徴については、金演・前掲(注11)580頁以下参照。また、<http://www.geocities.co.jp/WallStreet/9133/yousiengumi.html>に同法の日本語訳が掲載されている。

(b) 特例養子縁組の成立手続 養子縁組には、父母（父母が死亡または同意不能のときは他の直系尊属、いずれも不明な場合は後見人）の同意を得なければならず、また15歳以上の者を養子にするときは、本人の同意を得なければならない（特例法6条）。

特例法上の養子縁組は、いわゆる宣告型の養子縁組ではなく、養親となる者が養子となる者の後見人と共に、養子が要件を満たす要保護児童であることの証明書類、養親になる者の家庭状況に関する書類、および養子縁組への同意を証明する書類を添付して、戸籍事務所への申告（届出）をすることによって効力が生じる。いわゆる契約型縁組である（特例法7条）。特例養子縁組において特徴的なのは、養親が希望するときは、養子は養親の姓および本に従うことである（特例法8条1項）。かつての異姓不養の原則こそ廃止されて35年以上が経過していたが、なお姓と本の異同は社会的に大きな意味を有していたから、これは画期的ともいえる。旧慣における収養子の部分的復活ともいえるが、養子を実子として取り扱うものではなかった。特例法には、養子を親生子（実子）と同様に戸籍に記載する旨を定める規定もないで、民法上の養子の規定に従って（特例法26条）、戸籍法上も養子として届出がなされると考えられるので、養子縁組の届書には養子の実父母の姓名も記載し（戸籍法66条2号）、これは戸籍にも記載されることになる（戸籍法15条6号）。もっとも、改正案の段階では親生子として届け出ることも可能とする規定を有していたが、制定過程において削除されたということである¹⁵⁾。

(c) 特例養子縁組の解消 養子縁組特例法には養子縁組の取消請求の訴えを制限する規定がある。すなわち、養子縁組から1年が経過した場合は、①略取または誘引により保護者から離脱された者が養子となったとき、②詐欺または強迫により養子縁組の意思表示をしたとき、のいずれかに該当する場合を除いては、縁組取消請求の訴えを提起することができない（特例法9条）。ただし、これは特例養子縁組の非解消性を保証するものではない。民法上の養子縁組取消原因は、①養親の収養能力（成年に達した者。866条）、父母等の同意（870条）、未成年養子に対する後見人の同意（871条）、後見人・被後見人間の縁組に対する家庭法院の許可（872条）、禁治産者の縁組に対する後見人の同意（873条）および配偶者のある者の縁組（養親は夫婦共同、養子は配偶者の同意。874条）の各要件に違反したとき（884条1号）、②養子縁組當時、養親子の一方に悪疾その他重大な事由があることを知ることができなかつたとき（同2号）、③詐欺または強迫により養子縁組の意思表示をしたとき（同3号）、の3であるが、①②については特例養子法で特に制限されているとはいはず¹⁶⁾、③は特例法と共に

15) 金渓・前掲(注11)582頁。

16) 866条違反については、養親が成年に達すれば取消請求権は消滅する（889条）。870条・874条違反のものは縁組の日から1年を経過したときは、同様に取消請求権が消滅する（894条）。871条違反については養子が成年に達してから3ヶ月（891条）、872条違反については後見終了による管理計算の終了後6ヶ月（892条）、873条違反については禁治産宣告取消後3ヶ月（893条）、884条2号の取消事由については、その事由があることを知った日から6ヶ月（896条）で、取消を請求することができなくなる。

である。問題となるのは特例法の①であるが、これはむしろ縁組の取消可能性を残すもので、養子の闇取引（ブラックマーケット）を防止することを目的としているものであると思われる¹⁷⁾。また、養親の姓・本に従った養子は縁組の取消または離縁によって本来の姓・本に従う旨の規定（特例法8条2項）、養子縁組取消・離縁裁判後の者に対する市・道知事らの保護措置義務の規定（特例法15条）からすれば、協議離縁・裁判離縁を制限するものではないようである。

（d）養子縁組機関の関与　　養子縁組特例法は、養子縁組をあっせんし、あるいは必要な事実調査を行い、当事者に対する養子縁組前後の教育、ケアを行うための養子縁組機関を規制するために詳しい規定を置いている。特例養子縁組を行うためには必ず養子縁組機関を通さなければならない（縁組機関あっせん前置）とまでは規定上いえないようであるが¹⁸⁾、対象となる児童が保護施設または養子縁組機関に保護依頼された者に限られるし、養子縁組届に必要な養子となる者が要保護児童であることの証明書および養親となる者の家庭状況調書は、許可を受けた養子縁組機関¹⁹⁾が必要な調査・確認をした後に発給することになっている（特例法7条3項）、実質的には常に養子縁組機関が関与する態勢になっていると考えられる。養子縁組機関は、養親になる者に対して、縁組前に児童養育に関する教育を行い、縁組成立後には、養子となった児童およびそれに関する記録を引き渡し、縁組成立後6ヶ月間は養親・養子の適応状況に関して事後管理を行う義務を負っている（特例法12条4項・5項）。また、養子縁組機関の長は、養子縁組をあっせんするために保護施設の長、父母、後見人から養子縁組の対象となる子を引き受けたときは、その子につき縁組が成立するまで後見人としての職務を行うものとされていることも注目される（特例法13条）。

養子縁組のあっせんを有償で行うことは許されないが、養子縁組機関は、養親になる者から実際に必要となる費用の一部を收受することができる（特例法20条）。健全な養子縁組あっせん機関を支えるために、国および地方自治体は、養子縁組機関の運営費や家庭委託保護費用を補助することができる（特例法23条2項）。養子縁組をした児童のための福祉施策として、国および地方自治体は、縁組機関のあっせんを受けて養子縁組をした家庭に対して、養育相談、社会福祉施設の利用等の社会福祉サービスを提供しなければならない（特例法22条）。また、必要に応じて医療費等養育補助金を給付することができるものとされている（特例法23

17) これは特例法における養子縁組機関の規制および国外養子の手続に関する規制と共に、真に必要のある要保護児童のための養子制度とするためには、重要な意義を有する規定である。

18) 金演・前掲（注11）582頁によれば、改正案では、養子あっせん機関を必ず経由せしめる規定も検討されていたようである。

19) 養子縁組機関を運営する者は、社会福祉事業法による社会福祉法人であって、保健福祉部長官の許可を受けたものでなければならない。ただし、国内養子縁組のみのあっせんに従事する者は、市・道知事の許可を受ける（特例法10条1項）。保健福祉部長官、市・道知事らは養子縁組機関に対して指導・監督を行い（特例法18条）、許可基準を満たさなくなったとき、養子となる者の利益を侵害したとき、必要な報告をしなかったときなどは、縁組機関6ヶ月以内の業務停止命令あるいは許可取消の処分とする（特例法19条）。なお、許可を得ないで養子あっせん業務を行った者は、3年以下の懲役または2000万ウォン以下の罰金に処せられる（特例法27条）。

条1項)。

(e) 國際養子縁組の規制 特例法は、要保護児童を外国人が養子にする場合についても、その手続等必要な規制を敷いている。かつて韓国は孤児・棄児らの国内での受け入れが少なく、養子の輸出国という不名誉な肩書きを与えられていた²⁰⁾。その後、経済成長もあり、社会情勢の変化の中で戸主・家意識の緩和も見られたところ、80年代後半から(1988年ソウルオリンピックを契機とする国民意識の高揚もあってか)、政府も國際養子を制限して²¹⁾、国内養子を促進する政策を積極的に推進した²²⁾。特例法においては、外国人が国内で要保護児童を養子にしようとする場合は、通常の必要書類に加えて、養子になる者についての扶養義務者を確認するための公告をしたことを示す書類を付けて、家庭裁判所に養子縁組認可の申立てをしなければならないものとした(特例法16条)。また、外国において外国人が韓国人要保護児童を養子にするとときは、外国人から養子縁組あっせんの依頼を受けた養子縁組機関の長は、さらに、保健福祉部長官に対して、養子となる者の海外移住に関する許可の申請をしなければならないものとしている(特例法17条1項)。この場合、養親となる者の国における公認養子縁組機関との連携のための協定関係があることが重要である²³⁾。

養子となる者が海外移住許可を受けて出国し、養子となった国の国籍を取得したときは、養子縁組機関の長はこれを法務部長官に報告して、法務部長官は、職権で養子の大韓民国国籍を抹消する旨を管轄戸籍事務所に通知する(特例法17条2項)。韓国養子縁組機関による縁組後の事後管理は、この国籍取得をもって終了する(特例法12条5項)。ただし、その後も、養子縁組機関には、国外で養子となった者の母国訪問事業等を実施する義務がある(特例法

20) 金演・前(注11)598頁(注2)および前注13参照。その原因としては、当時の国民の経済事情が悪かったことに加え、儒教の伝統により血統を重視し、他人の血を家に持ち込むことに対する忌避感があったことがしばしば指摘される。

21) 韓国要保護児童の主な受入国は欧米であろうが、特にアメリカが全体の7割ないし8割を占めるものと思われる。たとえば、Kwon (*supra* note 12), p. 225によれば1987年の国際養子は7,947、90年は2,962、95年は2,180であるが、アメリカで養子となった韓国孤児に対するビザの発給件数は、1987年(会計年度)が5,834(他にアメリカの国外で養子となった韓国孤児に対するビザが157)、90年は2,573(同47)、95年は1,640(同26)である。韓国政府による国外養子の人数制限のため、96年、97年も1,640にとどまり、98年は1,810(同19)、(http://travel.state.gov/adoption_korea.html, 2001年4月6日付け)、99年は1,996(同11)、2000年は1,787(同10)であった(同前サイト2002年1月6日付け)。むろん正確な比較をすることはできないが、この間の事情の一端をうかがわせる数字である。このサイトでは、アメリカ各州の養子あっせん機関(adoption agencies)と連携している韓国の公認養子縁組機関として、Eastern Childwelfare Society, Inc., Holt Children's Services, Inc., Korea Social Services, Social Welfare Society, Inc.が挙げられている。なおドイツ(連邦共和国)には、1971年から1988年までに、ドイツ側の2つの養子縁組機関(*terre des hommes, Internationaler Sozialdienst*)によってそれぞれ約2,000の養子があっせんされたが、いずれもその後はあっせんを行っていないと指摘されている。Andreas Nohr, "Vermutungen über die Sichtweisen der <abgebenenden> Länder. Das Beispiel Südkorea", in *Adoptionen aus dem Ausland*, ed Bernd Wacker, Rowohlt, 1994, at 268.

22) 國際養子と国内養子の比率は80年代後半において3倍を切り、90年代には2倍程度になった。韓国保健福祉部のサイトによれば、要保護児童に対する民間からの金銭的援助も増加し、1999年には、保護施設にいる1726人の孤児が里親の養子となったとのことである(http://www.mohw.go.kr/english/contents/c7_5_2.html, 2002年1月6日付け)。なお、注20で引用した韓国の養子縁組数は保健福祉部(旧保健社会部)統計によっているが、これは要保護児童のみに関するものと思われる。金演・前掲(注11)598頁によれば、1994年の養子縁組数は普通養子(同姓養子)が2791、異姓養子が533である(典拠は司法年鑑)。

23) 韓国の養子縁組機関と相手国または相手国との公認養子縁組機関との協定が結ばれない場合のほか、養子となる子が迷子等の場合には、海外移住許可をしないことができる(特例法17条3項)。

12条6項)。

(3) 親養子（完全養子）制度の導入

(a) 新制度の目的 かねて立法論として有力であった親養子制度が1998年の民法改正案に取り入れられ、2000年6月に立法予告された民法中改正法律案においても、若干の修正を加えた形で改めて提案されている（民法第4編「親族」第4章「父母と子」第2節「養子」に第4款「親養子」を追加）。親養子は、欧米において一般的となつたいわゆる完全養子（full adoption）型の新しい養子縁組で、日本の特別養子に類似する内容を有している。その特徴は、①宣告型養子縁組であること、②実親との親族関係の消滅と養親家族への統合、③戸籍上の配慮、である。これまで民法上の養子縁組を行う場合には、本来は養子縁組届をすべきところ、実際には多くの場合に親生子（実子）として虚偽の出生届がなされているといわれており²⁴⁾、しかも大法院（最高裁判所）は、日本の最高裁判例とは異なり、曲折はあったもののこの虚偽出生届出による養子縁組の成立を承認している²⁵⁾。しかし、これについては養子縁組の成立を認める立場の論者からも、戸籍の公的信用力を落とし、血縁関係の混乱をもたらしているとの批判があった。そこで、養子を親生子として戸籍に記載する完全養子型養子縁組制度を新設すべきであると主張されていたのである²⁶⁾。

(b) 親養子縁組の成立要件 親養子には、以下の特則が適用される。まず、①親養子となることができる者は7歳未満の者であること、②配偶者の親生子（嫡出子）を親養子とする場合を除いて養親は5年以上婚姻関係が継続している夫婦であること、③養子となる者の実父母の同意があること²⁷⁾、④法定代理人の承諾があること、が実質的要件となる（改正法案908条の2第1項）。

養子の年齢については、98年改正案では6歳未満となっていたが、特に継親による親養子の可能性を狭めることになるという批判もあって²⁸⁾、国会の法制司法委員会で7歳未満に修正されたものを受け継いだのである。また、98年案では、配偶者の親生子を親養子にする場合は単独縁組を認める案であったが、同じく委員会で修正され、5年以上の婚姻期間を有す

24) Kwon (*supra* note 13), p. 219. 同論文では、The Ministry of Health and Social Affairs of Korea, A Review for Revising Adoption Law, March 27, 1990 を引用して、90%以上の養親が違法に養子を実子として届け出ていると指摘している。特例法上の養子縁組においても事情は変わらないという。金演・前掲(注11)583頁参照。

25) 学説には積極説と消極説があるが、養子縁組への転換を認める説が有力である。判例・学説につき、金容漢「韓国戸籍制度の構造と当面問題（下）戸籍時報512号6頁（2000年）参照。

26) 金容漢・同上、金演・前掲(注11)597頁（代表的な見解として、金崎洙・親族相続法第四全訂版284頁（法文社、1991年）が引用されている）。

27) 父母が親権を喪失しているとき、死亡しているとき、その他同意することができない事由があるときは、同意は不要である。

28) 例えば、金相培「親養子制度の改善のための意見（邦訳表題）」法律新聞2774号・2775号（1999年3月18日、22日付け）。なお同記事は韓国語であり、表題も「親養子」以外はハングルであるが、便宜上、上記のように表記させていただいた。同記事および他の関連文献の翻訳については金領佑氏（大阪大学大学院）の協力を得た。

る夫婦でなくてもよいものとした。したがって、夫婦の一方が配偶者の親生子を親養子にする場合は、5年を待たずに単独で縁組をすることができる。配偶者の婚姻外出生子（通常の養子も同様と思われる）を親養子にする場合は、夫婦共同で縁組をすることも、単独で親養子にすることもできるものと解される²⁹⁾。日本の特別養子では、養子になる子の年齢は原則として6歳未満、6歳に達する前から引き続き養親となる者に監護されている場合は8歳未満であるから（日民817条の5）、7歳の子については違いが生じるが、特別養子も、おそらく親養子も幼少の子が対象として考えられているので、実質的な違いは大きくないであろう。

養親になる者については、年齢の要件は特に定められていないが、他人養子であれば婚姻期間5年の要件により、養母は21歳以上、養父は23歳以上になる。ただし、配偶者の親生子を養子にする場合は通常の養親能力である成年（20歳）であればよいことになる（866条）。韓国法上も未成年者の婚姻による成年擬制の規定があるが（826条の2）、養子縁組能力については適用がないと考えられる³⁰⁾。婚姻期間5年というのは、養子の生育環境としての養親となる夫婦の安定性を示すものとして、比較法的にも見られるところである（フランス、イタリア、スペインなど）³¹⁾。親養子は家庭法院の決定で成立するものとされているので、親養子となる者の福利のため、養親となる者の養育状況、縁組の動機、養育能力その他の事情から、親養子縁組が適当ではないと認められる場合は、家庭法院によって、親養子縁組の請求は棄却される。日本の特別養子の成立における要保護要件（日民817条の7）³²⁾と比較すると、緩やかな基準のように思われる。

（c）親養子縁組の効力　　親養子縁組の成立により、親養子は、出生のときから、親養父母の婚姻中の出生子としての身分を取得する。そして縁組前の親族関係は、親養子縁組の確定により終了する。ただし、夫婦の一方がその配偶者の親生子を単独で親養子としたときは、配偶者およびその親族との間の親族関係は終了しない（改正法案908条の3）。夫婦の一方は配偶者の婚姻外出生子を単独で親養子とすると解するとしても、親養子は

29) 韓国法の「親生子」を嫡出子である実子と理解すると、5年の婚姻期間のある夫婦であることを要しないとする法案908条の2第1項1号但書は、婚外子にも通常養子にも適用されないことになる。しかし、配偶者の婚外子を親養子にするのに5年の婚姻期間を要するものとすれば、子の年齢要件で縁組ができなくなる可能性が高い。ここでいう親生子は実子と理解すべきであろう。なお、日本で問題となっている通常の養子（普通養子）からの転換については、議論がされていない。

30) 金容旭・崔學圭・前掲（注1）119頁。ただし、養親になることができるという見解もあるようであるが、少なくとも親養子については、配偶者の子を養子にする場合でも20歳以上を要件とすべきであろう（もっとも、成年年齢を19歳に引き下げる案も出ている）。

31) スイス法のように、婚姻期間5年以上または35歳以上という年齢要件との組み合わせのパターンもある。諸外国の完全養子（特別養子）の成立要件等については、さしあたり中川高男・第二の自然—特別養子の光芒（一粒社、1986年）107頁以下参照。

32) 「特別養子縁組は、父母による養子となる者の監護が著しく困難又は不適当であることその他特別の事情がある場合において、子の利益のため特に必要があると認めるときに、これを成立させるものとする。」と定めるが、この規定からは積極的審査基準とでもいべきものがうかがわれる。筆者は、特別養子については必要性の基準を緩和すべきであると考えているが、それはともかくとして、改正法案における親養子となる者の基準は、特例法による養子縁組の対象となる要保護児童よりも緩やかである。

夫婦双方にとって、婚姻中出生子となる³³⁾。実方親族との親族関係終了に関しては、実父母が離婚後に、親権者である父母の一方と婚姻した者がその子を親養子とする場合において、他方の親が死亡したときには、その者に代わる直系尊属（祖父母ら）の同意は求められない。この点についての配慮を求める意見がある³⁴⁾。

戸籍の取り扱いについては、明確ではない。問題とされていた虚偽出生届に代わるものとして親生子（婚姻中出生子）として記載されるべきとする見解³⁵⁾もあれば、戸籍の信用性を損なうとして疑念を示す意見もある³⁶⁾。「婚姻中の出生子とみなす」という文言からすれば、当然に養親の姓・本に従い、実親に関する記載をしない方式が考えられる。

(d) 親養子縁組の解消　　親養子縁組には、通常の縁組の無効・取消の規定は適用されない。ただし、実父母が責めに帰すべき事由がないのに、親養子縁組への同意をすることができなかつた場合は、縁組の事実を知った日から6ヶ月以内に、家庭法院に対して、親養子縁組の取消を請求することができる（改正法案908条の4）。また離縁も、①養親が親養子を虐待し、遺棄し、その他親養子の福利を害する場合、②親養子の養親に対する悖倫行為のため、親養子関係を維持することができない場合に限られ、養親、親養子、実父母または検察官から、家庭法院に対して、親養子縁組の離縁を請求することができる。協議離縁・裁判離縁の規定は適用されない（改正法案908条の5）。

親養子縁組の取消・離縁が認められたときは、縁組前の親族関係が復活する（改正法案908条の7）。日本の特別養子では、離縁後に実父母が相当の監護をすることができることを要件の1つとしているが、親養子の離縁については、親養子関係の破綻を要件とするも、離縁した後の子の養育体制については規制がされていない。したがって、実父母による親権行使が不当であると思われる場合に備えて、後見制度の適切な運用が必要であると指摘されている³⁷⁾。また、姓・本が実父母のものに復することに対しては、それが子の利益に反する場合を考慮して、家庭法院が離縁を宣告する際に、子が姓・本を維持することができるようすべきであるとの提案がある³⁸⁾。

33) 98年改正法律案では養親の親生子とみなす旨の規定であったが、法制司法委員会で修正され、2000年法律案に採り入れられた。金相璣・前掲（注28）法律新聞2775号に同趣旨の立法提案がなされている。

34) 金相璣・前掲（注28）法律新聞2775号。ちなみにドイツ法では、夫婦の一方が配偶者の子を養子にした場合、他方の親が子の監護権を有していて死亡したときは、この親の親族との法律関係は終了しないものと定めている（ドイツ民法1756条2項）。

35) 例えば金容漢・前掲（注25）7頁。

36) 文興安「戸籍制度の現状と課題（邦訳表題）」家族法研究11号（韓国家族法学会）435頁以下参照（1997年）。

37) 金相璣・前掲（注28）法律新聞2775号。

38) 同上。金相璣氏は、親養子制度の実効性を高めるためには養子や家族の問題についての専門的な相談・支援機関の整備が必要であると指摘している。韓国の養子縁組機関の実態については十分な資料を得ることができなかつたが、前述の通り、養子縁組特例法において縁組機関の法的規制が進められている。これまで養子縁組のあっせん（国外へのあっせん規制から国内あっせん促進にシフトしているようであるが）と縁組成立前後の短期間のケアを任務としてきたが、今後はそれを超えて離縁後も含め全般的なバックアップをする公的機関が必要ということであろう。

4 おわりに

これまで韓国法については国際私法学者らによる研究が散見されるものの、十分な研究はなされてこなかった³⁹⁾。最近になってようやく日韓の比較家族法的研究も活発になりつつあるが、欧米以上に言葉の壁が大きく、どちらかというと韓国における日本研究のほうが進んでいるようである。参考にした文献の注記には、日本の家族法学者の論文引用が少なくない。私自身、韓国法についてはこれまで具体的な形になる研究をしてこなかった。本稿は元来、ある研究プロジェクトの一部として着手したものであるが⁴⁰⁾、日本法およびドイツ法との比較において、韓国養子法の動きは極めて興味深いものであった。しかしながら、何分資料的制約があって、養子縁組あっせんの実態がつかめず、なお中間段階の報告にとどまっている。韓国の親養子制度が、これからどのような形で実定法となり、どのように動いて行くのか、戸籍制度の改編（近代化）といかに結びついて行くのか、養子縁組特例法との関係はどうなるのか、はたして虚偽の親生子出生届という簡便な脱法手段に十分対応することができるのか、興味は尽きない。

近時の韓国法には、職場や家庭など社会における女性の地位向上をめざす法改正が続いている⁴¹⁾。今次の民法改正案においては、両性の平等に加えて、親権や実子、養子制度において子どもの福祉を中心課題とした改善が追求されている。人工生殖にともなう法律問題への対応、高齢社会における成年後見制度の問題なども早晚具体化してこよう。今後とも、その動向に注目して行きたいと思う⁴²⁾。

39) 中川淳教授によるアジア家族法三国会議の成果が特筆されるが、毎年の会議内容については『戸籍時報』(日本加除出版)において紹介されている。九州・西日本の研究者を中心とした日韓家族法学会も地道な活動を続けている。

40) 養子と里親を考える会編(湯沢雍彦監修)『養子と里親—日本・外国の未成年養子制度と斡旋問題一』(日本加除出版、2001年) 参照。

41) 女性発展基本法(1995年)、男女雇用平等法(1987年、99年にセクハラ関連の改正)、男女差別禁止および救済に関する法律(1999年)、家庭暴力犯罪処罰特例法(1997年)、家庭暴力防止および被害者保護等に関する法律(1997年)など。

42) 本研究に当たっては、昨年(2001年)3月にソウルを訪問した際、金疇洙教授(延世大学名誉教授、民法改正特別分科委員会委員長)とそのご子息である金相瑢助教授(釜山大学)から提供を受けた民法改正法律案その他の資料および両氏との対話から得られたところが大きい。金相瑢氏はフライブルク(ドイツ)留学中の同門であり、金疇洙教授には国際家族法学会カードィフ大会、ソウル地域大会でお世話になった。本稿もドイツ留学の成果の一部といえなくもない。両先生ならびに資料翻訳の労をとっていた金領佑氏(国際公共政策研究科博士後期課程)に心から御礼申し上げたい(2002年1月6日脱稿)。